

令和7年度佐賀県市民後見人養成研修 開催要項

- 1 目的 成年後見制度のニーズが高まる一方で、成年後見人等受任の受け皿が足りなくなっている中、成年後見制度を必要とする人が円滑に利用できるよう、市民の中から人材を発掘し、市民後見人を養成することで地域共生社会を実現していくことを目的として研修会を実施します。

- 2 日時 令和8年1月16日（金）～令和8年2月27日（金）のうち6日間＋1日
9：30～16：30の時間帯で実施
※令和7年12月15日（月）開催予定の「意思決定支援に関する研修会」（会場：佐賀県庁）受講も必須となります。

- 3 開催方法 集合研修
会場：12/15 佐賀県庁 11階 大会議室（佐賀市城内1丁目1-59）
1/16～2/27 佐賀県社会福祉士会 2階 研修室
（佐賀県佐賀市八戸溝一丁目15-3）

- 4 対象者 ・県内在住の18歳以上で研修受講後は、市町社会福祉協議会において、法人後見又は、あんしんサポート事業等の支援員として従事できる方
・令和7年度中に全てのカリキュラムを受講可能な方（6日間＋1日）

※研修修了後、市民後見人として選任されることを保証するものではありません。

※留意事項：将来、後見人活動を見据えて受講される場合、民法847条「後見人の欠格事由」に該当しないことが条件となります。

後見人の欠格事由 (1) 未成年者 (2) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 (3) 破産者 (4) 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族 (5) 行方の知れない者

- 5 定員 20名程度
（定員を上回った場合は、お断りさせていただく場合があります。）

6 研修カリキュラム

別紙カリキュラム参照

※カリキュラムは現時点での予定であり、変更になる可能性があります。

※12月15日（月）開催予定の「意思決定支援に関する研修会」（会場：佐賀県庁）受講も必須となります。

7 申込について

市町からの推薦が必要になります。

受講希望者は居住する市町担当課又は市町社協へお問い合わせください。

8 受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年10月23日（木）

9 受講決定について

令和7年11月14日（金）までに郵送にて通知します。

- 10 研修の修了
- ・ 全てのカリキュラムを受講された方には、研修最終日に修了証書を発行します。修了証書は、市民後見人選任の際に必要なとなりますので、本人で保管をお願いします。
 - ・ 15 分以上の遅刻は欠席とみなします。
 - ・ 修了者は、市民後見人候補者名簿へ登録し、名簿は各市町又は市町社協にて管理します。市民後見人に選任されるには、市民後見人候補者名簿への登録が必要です。名簿に名前が記載されていない場合は、選任されません。

11 個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報は、研修会の運営管理のみに使用させていただきます。

12 その他

台風や大雨、大雪などの自然災害発生時等により研修を中止する場合があります。

中止や延期などのお知らせは佐賀県社会福祉士会ホームページ（<http://www.saga-csw.or.jp/>）にて前日までに掲載します。

また、急を要する場合に申込書に記載してある連絡先へご連絡させていただく場合がございます。必ず連絡のつく電話番号を記載ください。

13 実施主体・実施運営

実施主体：佐賀県

実施運営：公益社団法人 佐賀県社会福祉士会（担当：石田・中島・幸松）

〒849-0935 佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15番3号

電話：0952-20-0012 FAX：0952-36-6263

E-mail：kensyusaga@saga-csw.or.jp